ビーエフマネジメント パーク汚染解消「練馬プロジェクト報告」を公開

業界が抱える課題のひとつに〈パークによる土壌汚染〉がある。

土地価格など資産に影響がある《負の遺産》として存在し、多額が見込まれる浄化コストや汚染土壌修復を試みても時間や行政対応など厳しいプロセスがあり、なかなか公にならない問題となっている。

果たして業界ではどれほどの汚染土壌があり、売買できない〝塩漬け〟の土地はどうなっているか、殆ど明らかになっていない。しかし、放っておいても汚染は決して消えず、浄化責任から逃れるわけにいかない。

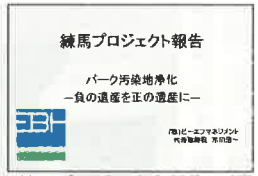

「練馬プロジェクト報告」(冊子ではなく、レポート形式の資料です)

そうしたなか、土壌環境事業専門企業集団㈱エンバイオ・ホールディングス・グループ(=EBH、東京千代田区)が、現状の汚染地を取得することにより、土地所有者に代わって土壌浄化とマネジメントをワンストップで行い、問題解決して汚染土地の流動化を図る――CL業者には現状のままで土壌浄化を実現したり、汚染責任を回避して後継者に負担を負わせず、〝塩漬け〟状態の資産を再生する――などの〝朗報〟が出たのはお伝えしている通り。

そしてEBHが、パーク汚染土壌環境修復の最新事例として挙げているのは、東京・練馬のCL工場跡地326㎡の問題解決だ。12年夏調査・浄化工事、中和作業を1カ月で完了。バイオ薬剤注入による地下水浄化も2カ月で終え、第3者機関の浄化効果確認後、要措置区域(健康被害を及ぼす可能性がある)であるために2年間のモニタリングに入っていたが、東京都と行政交渉を重ね、特定工事を実施することを条件に2年を待たず、戸建て工事許可を獲得できるに至った。

EBHの土壌汚染対策法技術管理者によれば、「東京都で要措置区域のまま売買成約した事例はなく、初のケースで業界のパーク汚染除去、土地流動化に対して一石を投げた」とのこと。

この実績をグループ企業で土壌汚染地買取・仲介を担う㈱ビーエフマネジメント社(市川浩一社長)は、汚染地購入→措置計画(調査結果)→行政対応(浄化工事)→浄化工事→行政対応(要措置区域流動化)→売却という一連の流れを『練馬プロジェクト報告/パーク汚染地浄化～負の遺産を正の遺産に』としてレポート化、希望者に配布することにした。

詳細な〈瑕疵担保免責取引〉や〈パーク汚染浄化におけるTR試験の重要性&MIP調査の有効性〉など新聞紙面では伝え切れない資料となり、参考になる。申込・詳細は電話03・3526・5170ビーエフマネジメント社。また、同社は6月初めからホームページでも情報提供を行う。

試験・現場施行～化学酸化プロセス

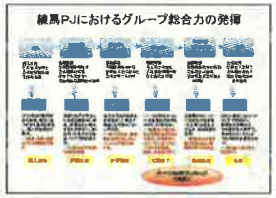

ワンストップでグループ総合力発揮

パーク汚染浄化におけるTR試験